

# 高齢者移送サービス

外出困難な高齢者が、車いすやストレッチャーで乗降できるリフト付福祉タクシーをご利用の際に、費用の一部を区が負担します。

## 対象となる方

区内に住所を有する65歳以上の高齢者（要介護認定を受けている65歳未満の方を含む）で、以下の①～③の要件のいずれかを満たす方（障害福祉課のリフト付タクシー事業の対象者・生活保護受給者を除く）

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
- ② 常時車いすを利用している方 ★
- ③ 寝たきり状態の方

★ 車いすを自己所有もしくは介護保険による貸与・自費による貸与を利用するなど、継続的に車いすを利用している場合を指します。病院や社会福祉協議会による貸与などの一時的な利用は除きます。

## 費用負担

区負担	予約料、迎車料および基本介助料
自己負担	運賃、室内介助料、車いすの賃貸料等

## ご利用可能な範囲

- ① 老人福祉施設、老人保健施設および有料老人ホームへの入退所
- ② 病院への入退院、通院、転院

※上記の目的以外でのご利用（買物やお食事、上記以外の施設への通所など）は、本サービスの対象とはなりません。  
また、乗車地および降車地の両方が東京都外の場合も、本サービスの対象とはなりません。

## ご利用の流れ

### 申請登録

- ・下記の窓口で申請し登録をしてください。  
利用登録番号の記載された登録通知書をご持参ください。
- ※申請時の持ち物・・・利用者の介護保険被保険者証

### 予約

- ・利用日の前日までに、別紙の事業者一覧に記載のある事業者にご電話し、ご予約ください。一覧に記載のない事業者は本サービスの対象とはなりません。
- ・ご予約の際には、【利用登録番号、氏名、乗車地・降車地、車いすまたはストレッチャーのどちらを利用するか】を事業者にお伝えください。
- ※ご利用可能な範囲以外でリフト付福祉タクシーを利用する場合は、ご予約の際に全額自費で利用する（区の移送サービスを利用しない）ことを事業者にお伝えください。

### 利用

- ・リフト付福祉タクシーをご利用ください。  
ご本人以外に、介助者の方も同乗いただけます。

### 支払

- ・区の負担分が差し引かれた、ご本人負担分のみが請求されます。  
事業者にご直接お支払いください。

## ※ご注意ください

- ・室内介助料、車いすの賃貸料等は事業者によって金額が異なります。事前に事業者にご確認ください。
- ・ご予約は、ご利用予定が確定した後に行っていただきますようお願いいたします。
- ・車いす等でタクシーに乗降される際は、できる限りご家族の方が付添いを行うなど、利用者の安全確保にご協力をお願いいたします。

## 【申請窓口・お問合せ】

台東区役所 高齢福祉課 総合相談・給付担当 （2階⑤番 窓口）

電話：03-5246-1222・1224